

○国立大学法人東京科学大学子の出張帯同費用の支給に関する要項

令和 8 年 9 月 1 日
制定

(趣旨)

第 1 条 この要項は、研究と育児の両立支援を目的として、国立大学法人東京科学大学（以下「大学」という。）の職員が、研究遂行上必要な出張をする場合において、その養育する子を出張に帯同する必要があるときの出張帯同費用（以下「子の出張帯同費用」という。）の支給の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 職員 国立大学法人東京科学大学職員就業規則（令和 6 年規則第 27 号）第 3 条、国立大学法人東京科学大学無期雇用職員就業規則（令和 6 年規則第 34 号）第 4 条、国立大学法人東京科学大学有期雇用職員就業規則（令和 6 年規則第 35 号）第 4 条及び国立大学法人東京科学大学日々雇用職員就業規則（令和 6 年規則第 50 号）第 3 条に定める大学の職員をいう。
- 二 子 国立大学法人東京科学大学職員の育児休業等に関する規程（令和 6 年規程第 57 号）第 3 条第 1 項に定める職員が養育する子であって、原則として、12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。
- 三 部局 各学院、各研究科、各学部、リベラルアーツ研究教育院、各研究院、病院、共通教育組織、共通支援組織、理事等支援組織及び I⁴Collective をいう。

(支給要件)

第 3 条 子の出張帯同費用は、その支給を希望する職員に対し、次に掲げる全ての要件を満たした場合に限り、支給することができる。

- 一 次条に定める財源を用いることが可能であること。
- 二 当該出張が研究遂行上必要であり、国立大学法人東京科学大学旅行命令等規則（令和 6 年規則第 56 号）第 2 条第 1 号に規定する旅行命令に基づくもの（同規則第 6 条に規定する特定地域内のお出張のうち、日帰り旅行する場合を除く。）であること。
- 三 子を出張に帯同させなければ、出張が困難になり、研究遂行に支障を生じるおそれがあり、かつ、子を出張に帯同させることについて部局の長が認めていること。

(支給に用いる財源)

第 4 条 支給のための財源は、国立大学法人東京科学大学会計事務規程（令和 6 年規程第 81 号）第 6 条第 2 項で定める予算執行管理者の判断により執行可能なものを用いるものとする。

- 2 前項で用いることができる財源のうち、外部資金においては、その交付元が子

の出張帯同に要した費用の支出を用途として認めているものに限る。

(支給内容)

第5条 子の出張帯同費用として支給できるのは、出張に帯同した子に要した鉄道賃、航空賃、船賃及び車賃とする。

(申請)

第6条 子の出張帯同費用の支給を希望する職員は、出張後速やかに別に定める申請書及び必要な資料を添えて理事長に申請する。

(決定)

第7条 理事長は、前条の規定による申請があったときは、支給の可否及び支給する子の出張帯同費用の額を決定する。

(源泉徴収)

第8条 支給される子の出張帯同費用は、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に定める給与所得として取扱い、源泉徴収を行う。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、子の出張帯同費用の支給の運用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

2 支給の対象となる子の出張帯同中における事故等に関し、大学は責任を負わない。

附 則

この要項は、令和8年9月1日から施行し、令和8年9月1日以降に出発する出張から適用する。